

消費者庁 第3回食品表示一元化検討会

日本生活協同組合連合会
組織推進本部/安全政策推進室
鬼武 一夫

消費者に対する食品情報の提供に関する 2011 年 10 月 25 日の

ヨーロッパ議会の、および理事会の規則 (EU) No 1169/2011

1. 採択の経緯

● 官報掲載 (2011 年 11 月 22 日)

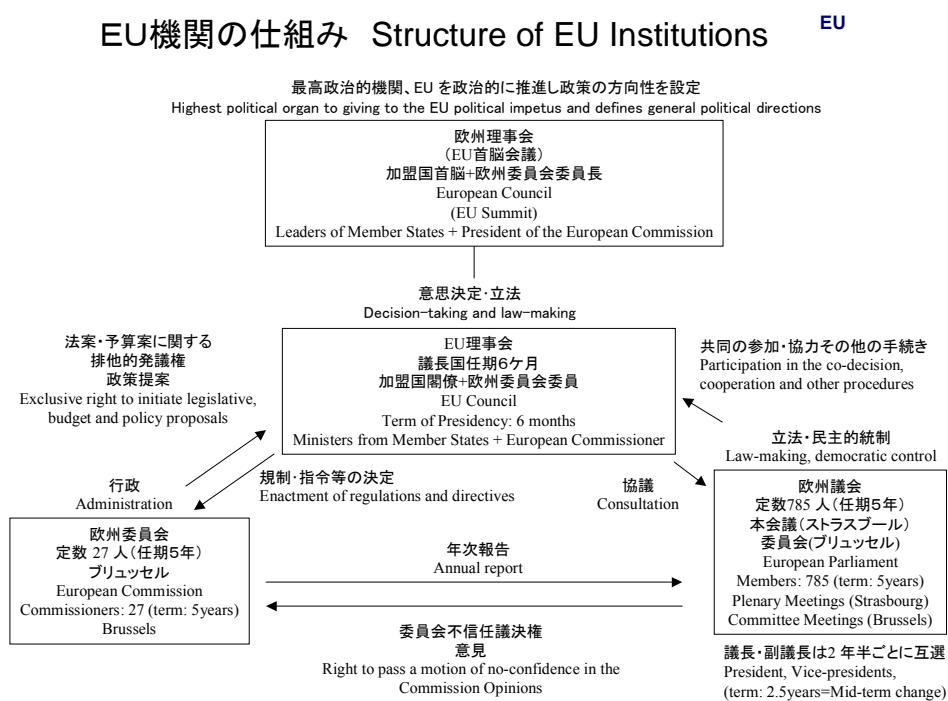
[新しい食品表示規則は、EU の官報 The European Parliament and the Council of European Union (Official Journal of the European Union) に掲載されてから 20 日後に発効する。官報への掲載は、11 月 22 日。規則の大半は官報掲載後 3 年を経てから適用される。]

- 2011 年 規則の採択
- 2011 年 7 月 27 日 ヨーロッパ委員会は EU 理事会の一般原則に関する EU 議会の見解に関する意見を採択した。
- 2011 年 7 月 6 日 EU 議会は法律提案に関する第 2 読会の見解を採択、理事会に合意した。
- 2011 年 2 月 22 日 ヨーロッパ委員会の伝達文書 (EU 理事会の一般見解に関して)
- 2011 年 2 月 21 日 EU 理事会は一般見解を採択
- 2010 年 6 月 16 日 EU 議会はヨーロッパ委員会提案についての第一読会の見解を採択
- 2008 年 1 月 30 日 ヨーロッパ委員会は「消費者に対する食品情報の提供に関する提案を採択
[ヨーロッパ委員会は 2008 年、食品表示をより明確で、欧州連合 (EU) の消費者の要求により適合したものにする規則案を採択。この規則案の目的は、消費者が賢明な購買選択を行う際に必要な基本情報を、読みやすく、分かりやすい形で得られるよう、EU の食品表示のルールを刷新し、改善することにある。]

2. 新しい食品表示法の特長

食品の表示、即ち食品情報の提供は、消費者が情報に基づく選択を行い、かつ消費者が食品を安全に利用するためのベースを提供することにより、高いレベルの消費者の健康と利害の保護の追求を目的としている。

この関係では、消費者は、健康、経済、環境、社会、また倫理の観点から選択を行うであろう。ここで、健康とは健康増進を含む。環境の観点から、また倫理の観点から（例えば、動物福祉やフェアトレードの点から）、消費者は選択を行うかも知れない。



EUにおける立法の手順

- 欧州委員会が法案を欧州議会とEU理事会に提出
- 欧州議会で第一読会を開催し、結果をEU理事会に報告
- EU理事会
 - 承認の場合は、法案採択
 - 否認の場合は、「共通の立場」を採択し、欧州議会に戻す
- EU理事会で否認の場合、欧州議会で第二読会が開かれる
 - 承認の場合は、法案採択
 - 否認の場合は、不採択
 - 修正の場合は、欧州議会とEU理事会が調停委員会を開き、共同案を承認すれば、法案採択だが、否認の場合は不採択

